

令和7年第4回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和7年4月28日 午前9時00分～9時34分

2. 開催場所 土佐町役場2階会議室

3. 出席委員 (13名)

1 千頭健司・2 川井由紀・3 川田文明・4 岡林秀明・5 田岡博之・6 西峰昭江・
7 矢野公彦・9 川村寿一・10 西村尚・11 西村美佐江・12 仁井田亮一郎
13 和田俊雄・14 澤田智則

4. 欠席委員 (1名) 8 近藤秀幸

5. 職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 川田書加・上田千紗

6. 議事日程

議案審議

第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第4条による許可申請について

第3号議案 農地法第5条による許可申請について

その他

土佐町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に係る指針」、令和7年度
最適化活動の目標について

7. 会議の次第

事務局:おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立に過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は8番近藤秀幸委員の1名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後発言をお願いします。それでは会長をお願いします。

会長:おはようございます。令和7年第4回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。4番 岡林秀明委員、5番 田岡博之委員の2名を指名致しますのでよろしくをお願いします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局:お手元にある次第を1枚めくっていただいたら表がありますので、ご覧ください。

第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。資料をご覧ください。3条の許可は農地を農地のまま所有権や賃借権などの権利を設定するもので、農業委員会が許可をだす権限を持ちます。許可の要件としましては、「取得農地を含むすべてを効率的に耕作すること」「法人は農地所有適格法人に限る」「取得後の農作業に常時従事すること」「周辺地域の農業との調和」これらを事務局が総会までに審査し、総会にかけ、委員のみなさんにお諮りします。参加委員の過半数の賛成がないと許可ができません。不許可の場合は、理由を申請者に説明する必要があります。今回は1件の申請がありました。説明します。

農地をきちんと農地として使用してくれるかどうか、周りの農家とトラブルにならないかという
ようなところを事務局で審査し、農業委員会総会へ上げています。

事務局：【内容説明】

会 長：岡林委員から何か補足説明はありませんか。

岡林委員：作付予定作物は水稻ですか。

事務局：田と畑にします。

岡林委員：駐車場にするという話がありますが。

事務局：その話は後で出てきます。田一筆だったのが、分筆しており、田と駐車場のそれぞれ申請が
出ています。

会 長：この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

他委員：ありません。

会 長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法第 3 条について許可することに賛成の
方の挙手を求めます。

会 長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて、第 2 号議案、農地法第 4 条に
よる許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局：第 2 号議案、農地法第 4 条による許可申請について説明します。資料をご覧ください。これ
は農地の権利移動を伴わない転用、申請者の土地を農地以外のものにするための許可申
請のことです。農地を転用するときには農業委員会を経由して都道府県知事の許可を受け
る必要があります。町の農業委員会の意見を付けて県に進達します。資料をご覧ください。許可
の要件としましては、「立地基準」と「一般基準」があります。「申請した用途に利用すること
が確実と認められるか」「周辺の農地の営農条件に支障が生じるおそれがないか」「地域の
農地の農業上の効率的・総合的な利用の確保に支障が生じないか」「仮設工作物の設置
そのほかの一時的な利用について利用後、農地として利用できる状態に回復されるか」にな
ります。転用するために必要な資力はあるのか、転用の許可が出た後遅滞なく転用できるの
か、周辺の農地の営農条件に支障を生ずる恐れがないかなどを事務局で審査しています。
今回は 1 件の申請がありました。申請内容について説明します。

事務局：【内容説明】

会 長：矢野委員から補足説明はありませんか。

矢野委員：ありません。

会 長：この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

(仁井田委員挙手)

会長：12 番仁井田委員お願いします。

仁井田委員：地番 19 番 1 について、墓地が 244 m²の内 21 m²と書いていますが、19 番の 1 が
21 m²ですか、それとも 19 番の 1 は 244 m²であって、その中の 21 m²を墓地に転
用したいということでしょうか。

事務局：19 番の 1 面積は 244 m²で、その内 21 m²を墓地に転用します。

仁井田委員：その場合、地目としてもともと田んぼだったところを、21 m²だけ墓地に転用するとい
うことは、21 m²だけを墓地とするのか、244 m²全体を墓地として地目の変更をしま
すか。

事務局：244 m²全体を墓地に変更するのではなく、21 m²だけが墓地になるので、21 m²が墓地に地
目変更となります。

仁井田委員：登記上は、畑と墓地は明らかに別個のものになりますか。そのうち 21 m²を分筆して、地

目変更しますか。

事務局:確認しなければなりません、この場合は 21 m²が墓地に転用なので、地目が変更されて、残りの部分が畑という地目になります。

仁井田委員:ありがとうございます。

(川村委員挙手)

川村委員:21 m²は 244 m²の内どの辺りになりますか。

事務局:図面で確認できます。家があり、その前に農地があります。家に近い北側の方を 21 m²を墓地にします。

会長:よろしいですか。

川村委員:間違いないと思いますので。納骨堂になるのですね。

会長:他に質問等ないですか。

川村委員:了解しました。

会長:ないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。本件について賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は農業振興整備計画の全体見直しで県の同意が得られることを条件に許可相当であると県に進達します。続いて、第 3 号議案 農地法第5条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局:第 3 号議案 農地法第5条による許可申請について説明します。資料をご覧ください。農地を別の用途に変更する、転用の申請です。4 条と同様に町の農業委員会の意見を付けて県に進達し、県知事の許可となります。転用に加え、所有権移転や、使用貸借権の設定など、権利の移動もある案件が5条申請です。今回は2件あります。2件とも以前に農業振興地域からの除外申請があり、3月 26 日に除外手続きが終了したものです。1件目について説明します。

事務局:【内容説明】

会長:岡林委員から補足説明はありませんか。

岡林委員:ありません。

会長:この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

(川田委員挙手)

会長:3 番川田委員

川田委員:第 1 号議案と譲受人、譲渡人が同じだが、親戚身内の方でしょうか。

事務局:そうではないと思います。

岡林委員:もともと家は近所。今は大川村ですが。

会長:他にありませんでしょうか。ないようですので、質疑を終わります。本件について賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により本件は農業委員会として、許可相当であると県に進達します。2件目について、事務局の説明を求めます。

事務局:2件目について説明します。

事務局:【内容説明】

会長:川井委員から補足説明はありませんか。

川井委員:ありません。

会長:この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

他委員:ありません。

会長:ないようですので、質疑を終わります。本件について賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本件は農業委員会として、許可相当であると県に進達します。以上で議案審議を終了します。その他について、事務局より何かありませんか。

事務局：議案資料とは別に土佐町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に係る指針」と「令和7年度最適化活動の目標」をお配りしています。まず土佐町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に係る指針」をご覧ください。農業委員会等に関する法律が改正され、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の必須事務となっています。農業委員会の目指すものと農地利用最適化推進委員の活動内容に整合性を確保するため、農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定め、推進委員の意見を聞くこととなっています。推進委員は指針に従って活動することとなります。内容は①遊休農地の発生防止・解消②担い手への農地利用の集積・集約化・③新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進の3つになります。第1の基本的な考え方には土佐町の現状および、指針がどういったものかを記載しています。次のページから具体的な目標、推進方法を載せています。現状の農地面積446haは直近の耕地及び作付面積統計の数字です。現在の遊休農地面積は16ha。これは毎年夏頃行っている農地パトロールの結果を積み上げた面積です。10年後、半分にすることを目標とします。また、農地面積は目標設定の考え方に記載のとおり、5年ごとに10haの減少を見込んでいます。遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法が(2)になります農地の利用状況調査、農地パトロールのことです。農地パトロールをタブレットを用いて行っていただくであるとか、利用意向調査を行う、農地を探している人と、農地を手放したい人とのマッチングをする、また状況にあわせて非農地判断することなどに取り組みます。次のページに移っていただいて、担い手への農地利用の集積・集約化について記載しています。集約面積は県の目標の58%に合わせています。次のページに集積・集約化の具体的な推進方法について記載しています。地域計画は地域の方と話し合いを行い、地域農業の現状と課題、地域における農業の将来のあり方などをもとに農畜林振興課が作成したもので、話し合いには農業委員会の委員の方も参加いただきました。今後も地域の方々と話し合いながら農地の出し手、受け手の掘り起こし、担い手への農地の集約化など地域計画の見直しに取り組みます。次のページに新規参入の促進について記載しています。新規参入の促進は一人、一法人を目標にしています。関係機関との連携や、新規就農フェアへの参加、新規就農者のフォローアップをすることで推進します。この指針は農業委員会で定め、推進委員の意見を聞くこととなっていますので今後推進委員に指針をお配りし意見を聞きます。

この指針を毎年1年ごとの活動目標にしたものが令和7年度最適化活動の目標の設定等です。「1 農業委員会の現在の体制」については、現状を記載したものです。「2 農家・農地等の概要」については、引用する資料が指定されておりますので、指定された資料より抜粋し、記載しております。次のページⅡの「1 最適化活動の成果目標」は先ほどの指針にもありました農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進を記載しています。次のページの「2 最適化活動の活動目標」について記載しています。最適化活動の目標日数は月6日になります。これは6日以上の設定が必須となっています。活動日数の数え方は活動時間の指定はなく、15分であっても、2時間であっても、8時間であっても1日と数えます。職場に行く途中に田や畑を見て異常なし、と確認していただくことも活動になります。22日の研修でお配りしました活動記録に記録して随時提出してください。お孫さんが帰ってきて田んぼを継いでくれる、とか息子が帰ってこないことが分かったなどの跡継ぎ情報などについても聞き取ったことを記録して事務局につないでください。年3回の活動強化月間の設定も求められています。9

月・11月・3月を取り組み時期とし、農地パトロールを行うとしております。この月じゃないとパトロールをしてはいけないということではありません。新規参入相談会についてはれんけいこうちの就農相談会が県内外でありますので、その参加を目標に挙げております。説明は以上です。

会長：この件について、何か質問等無いでしょうか。

委員：ありません。

会長：ないようですので、その他に事務局からありませんか。

会長：次回について事務局よりお願いします。

事務局：次回の農業委員会についてお知らせします。次回は5月28日、水曜日にある予定ですが、2週間前までに開催の場合は通知します。

会長：他にご意見ありませんか。それでは以上で第4回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員会長

千頭 健司

議事録署名委員

岡林 秀明

議事録署名委員

田岡 博之